

青梅市公募型指名競争入札工事発注予定表

工 事 件 名	梅郷4丁目地内防火水槽撤去工事	
施 工 場 所	青梅市梅郷4丁目地内	
工 事 期 間	契約締結の日から79日間	
工 事 業 種	一般土木工事	
工 事 番 号	都土-6	
工 事 概 要	防火水槽（40m ³ 級）撤去 1基	
予 定 価 格	¥17,031,300円（税込）	
最低制限価格	設定あり	
実 施 予 定	案件公表開始日	令和8年5月15日（金）
	参加申出期間 ※午前8時30分から午後5時まで （ただし、土曜日、日曜日および休日 ならびに正午から午後1時までの間 を除く。）	令和8年5月15日（金）から 令和8年5月19日（火）まで
	指名予定日	令和8年5月29日（金）
	工事内容についての質問期間 ※電子調達サービスにおける質問 機能により質問すること	令和8年5月29日（金）から 令和8年6月2日（火）午後3時まで
	質問回答期限	令和8年6月4日（木）
	開札予定日	令和8年6月9日（火）
参 加 資 格	<p>次の各号に掲げる要件を全て備えていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青梅市内に本店、支店または営業所を有し、かつ当該本店、支店または営業所が青梅市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 2 青梅市土木工事格付がA、B、C、Dのいずれかであること。 3 一般土木工事の工事業種に登録を行っていること。 4 監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置できること。 なお、請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合、請負金額が9,000万円以上）となる場合は、専任の監理技術者等を配置することとする。 ただし、工事現場の数が2以下で建設業法第二十六条第3項ただし書の規定に該当する場合はこの限りではない。 また、監理技術者等は、申出日の3か月以上前から雇用関係にある者に限る。 	

	<p>5 公表日において、青梅市競争入札等有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けていないこと。</p> <p>6 公表日において、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けていないこと。</p>
申 出 先	<p>青梅市総務部総務契約課契約係</p> <p>電話番号 0428-22-1111 (内線2485)</p> <p>ファクシミリ番号 0428-21-6645</p>
入札および開札方法	電子調達サービスにより行う予定
提出書類	<p>1 公募型指名競争入札参加申出書（青梅市ホームページに掲載されているものをダウンロードすること。）</p> <p>2 参加申出において申告する技術者に関する書類について</p> <p>(1) <u>監理技術者の場合</u></p> <p>ア 監理技術者資格者証（表・裏）の写し</p> <p>イ 監理技術者講習修了証の写し</p> <p>※監理技術者資格者証の裏面にて監理技術者講習修了の確認がとれない場合のみ</p> <p>ウ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、住民税特別徴収税額通知書の写し等</p> <p>※上記アの書類で3か月以上の雇用関係が確認できない場合のみ</p> <p>(2) <u>主任技術者の場合</u></p> <p>ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、住民税特別徴収税額通知書の写し等</p> <p>※3か月以上の雇用関係が確認できる書類として提出必須</p> <p>3 <u>本店、支店または営業所の営業所技術者が確認できる書類</u>（建設業法施行規則様式第8号による営業所技術者等証明書（新規・変更）または建設業法施行規則様式第1号別紙4による営業所技術者等一覧表の写し）を添付すること。</p> <p>※1 上記1～3の書類については、申出先に持参するかファクシミリにより送信すること。</p> <p>なお、ファクシミリによる場合は、必ず送信後に申出先まで電話をすること。</p> <p>※2 上記2、3の書類については、公募型指名競争入札または簡易総合評価公募型指名競争入札において、年度毎に1度提出されれば、<u>同じ技術者による</u>年度内の2度目の申請からは提出不要とする。</p> <p>ただし、上記2、3の書類の記載内容に変更があった場合は、申請時に再度提出すること。</p>

留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 当該案件について、参加申出後に監理技術者等を変更する必要がある場合は、別途申し出ることとし、工事着手届（現場代理人・主任技術者等届）提出時点まで変更を認めるものとする。 ただし、変更する技術者については当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上の者に限る。2 公表日から開札日までの間に、青梅市競争入札等有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。3 公表日から開札日までの間に、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。4 入札参加資格審査の受付終了後、入札参加資格者が1者以下となった場合は、指名競争入札に切り替えることがある。
------	---